

区社協だより

多摩

令和5年度 賛助会員大募集!

～多摩区の豊かな福祉のまちづくりに、是非ご協力をお願いいたします～

賛助会員とは

多摩区社会福祉協議会と多摩区内5つの地区社会福祉協議会(登戸、菅、中野島、稲田、生田)が進める地域福祉活動の趣旨にご賛同いただき、1口1,000円以上の賛助会費を納めていただくことで財源的な支援をしていただける法人または個人のごことで、年度会員制です。

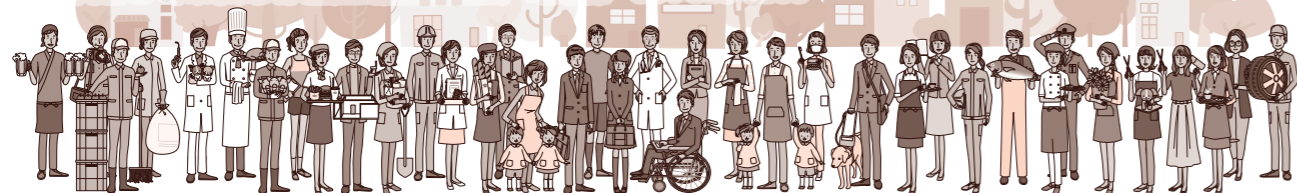
今年度は10月から賛助会員の募集を行います。

賛助会員の募集には、町内会・自治会の役員や民生委員児童委員のご協力により係員としてご自宅を訪問します。おひとりでも多くの皆様に賛助会員になっていただき、一緒に『豊かな福祉のまちづくり』に参加いただきますようお願い申し上げます。

区民1人ひとりが住みなれた地域で安心して暮らし続けられる『豊かな福祉のまちづくり』をめざし、町内会・自治会や民生委員児童委員をはじめ、地域の諸団体、福祉施設や行政と協力・連携して地域福祉の発展・向上に努めています。ボランティアや子育て、福祉教育などに関するご相談がありましたら、お気軽にお問い合わせください。

◎新たに賛助会員になるには…多摩区社会福祉協議会 地域課へお問い合わせください。

お問合せ：川崎市多摩区社会福祉協議会 地域課 044-935-5500



第23回 多摩ふれあいまつり 実行委員募集

多摩ふれあいまつりは、「わたしとあなたとこの街と」をテーマに、障がいのある方やボランティアの団体・グループが、日ごろ地域で行っている活動を紹介し、「心のバリアフリー」の理解と啓発を目指すことを目的とします。

第23回は、**令和6年6月16日(日)に開催予定!**

実行委員会は、楽しいまつりに向けての企画と運営活動の主体となります。

障がいのある方々の活動に関心のある方、ボランティア活動に関心のある方、一緒に楽しく素敵なおまつりを

作り上げましょう。
高校生以上の方ならどなたでも大歓迎です。



(大ホールでのイベントの様子)
明治大学マンドリン倶楽部

活動日 毎月第2木曜日午後6時～

※第1回は10月12日(木)18時から行います。

活動場所 多摩市民館

問合わせ先 多摩区社会福祉協議会 電話 935-5500

多摩区の地域福祉の推進にご協力いただき、誠にありがとうございます

皆様からの寄付金品は、多摩区内の地域福祉への支援に活用させていただきます。

寄付者一覧【令和5年5月1日～令和5年6月30日】

●寄付金(計2件/220,000円)

川崎国際生田緑地ゴルフ場 様

セレサ川崎農業協同組合 様



<<写真>>セレサ川崎農業協同組合寄附贈呈式(令和5年6月31日)

左:セレサ川崎農業協同組合 代表組合長 梶 稔 様

右:川崎市社会福祉協議会 会長 浮岳 義仁

令和5年度

年末たすけあい運動(お知らせ) 「慰問金」申請について

毎年12月1日から31日までご協力いただいている「年末たすけあい運動」の募金は、福祉ニーズを持つ世帯への年末慰問金や多摩区社会福祉協議会の実施する福祉事業に活用しています。

今年度も年末たすけあい運動「慰問金」の申請を下記のとおり受付します。交付が決定された方には、12月下旬に現金書留等でお渡しします。なお、審査の結果、慰問金対象世帯に該当しない等の理由で交付できない場合もございますので、ご了承ください。

慰問金対象世帯

次のいずれかの項目に該当し、多摩区内で在宅生活している方のいる世帯

- 1 身体障害者手帳1級又は2級の方 【添付書類:身体障害者手帳の写し】
- 2 療育手帳Aの方 【添付書類:療育手帳の写し】
- 3 精神障害者保健福祉手帳1級の方【添付書類:精神障害者保健福祉手帳の写し】
- 4 介護保険による要介護認定が4又は5の方 【添付書類:介護保険証の写し】

注1:福祉施設等で生活されている方は、対象外となります。

注2:令和5年10月2日から10月31日までの申請期間中、上記の1から4の要件に該当する方がいる世帯の方が申請できます。

注3:年末慰問金は、世帯に対して交付します。(同一の世帯に対象の方が複数いる場合や、対象となる要件に複数該当する場合でも、1世帯当たり1件の申請となります。)

申請について

申請期間は、**令和5年10月2日(月)から10月31日(火)まで**です。

「年末たすけあい運動『慰問金』交付申請書」に必要事項をご記入の上、添付書類と併せて多摩区社会福祉協議会に直接来所又は郵送で、令和5年10月31日(火)(消印有効)までにご提出ください。申請期間終了後は受け付けできません。

添付書類につきましては、現住所・氏名・等級及び認定内容が分かる部分をコピーしてください。

申請書及び申請用封筒(切手代は申請者負担)は、9月25日(月)以降に、多摩区社会福祉協議会、多摩区役所(1階・7階・8階・9階)、生田出張所、区内行政サービスコーナー、区内地域包括支援センター、区内障害者相談支援センター、多摩老人福祉センター、区内地域活動支援センター及び区内老人いこいの家に配架します。

昨年度に年末慰問金を受け取られた世帯には、申請書を郵送でお届けいたします。

※民生委員児童委員や町会からの配布はございません。

慰問金の金額について

慰問金額は、今年度の年末たすけあい運動の募金金額によって変わり、「年末たすけあい運動配分委員会」で決定いたします。

～申請先及びお問い合わせ先～ 川崎市多摩区社会福祉協議会

〒214-0014 川崎市多摩区登戸1891 第3井出ビル3階 福祉パルたま内

電話 044(935)5500 FAX 044(911)8119

申請から交付までの流れ

① 9月25日(月)以降
申請書を受取ってください。

② 10月2日(月)～
10月31日(火)

申請書に必要事項をご記入の上、令和5年10月31日(火)(消印有効)までに、添付書類のコピーと併せて多摩区社会福祉協議会に直接来所又は郵送でご提出ください。

③ 12月下旬ごろ

「年末たすけあい配分委員会」で審査し、慰問金を現金書留、または窓口でお渡しいたします。
※ご不在等で連絡がつかない場合には、慰問金をお渡しできないことがありますので、ご承知ください。
※なお、審査の結果、慰問金対象世帯に該当しない等の理由で交付できない場合もございますので、ご了承ください。





10月1日から共同募金運動がはじまります。 ～赤い羽根共同募金にご協力をお願いします!～



共同募金運動は、10月1日から3月31日まで全国一斉に行われる募金活動です。
本年も、10月1日から3月31日まで「赤い羽根共同募金」を、また、12月1日から「年末たすけあい募金」を実施いたします。誰もが住みよい地域づくりのために、ぜひともご協力をお願いします。
(社会福祉法人神奈川共同募金会川崎市多摩区支会は、多摩区社会福祉協議会内に置かれています。)

共同募金の特徴

◆**計画募金**
共同募金は地域ごとに課題解決に必要な額を事前に定めてから寄付を募る「計画募金」です。毎年地域の福祉団体等からの助成申請に基づいて計画を立て、必要とされる目標額を定めています。

◆**「広域計画」と「地域計画」**
共同募金による助成には、市区町村を超えた県内広域での活動を応援する広域助成と、募金をいただいた市区町村での活動を応援する地域助成があり、それぞれの助成計画を「広域計画」と「地域計画」といいます。

◎**年末たすけあい募金**
年末たすけあい募金は、全額を多摩区内の福祉活動に活用しています。福祉ニーズを持つ世帯への慰問金の交付や、福祉車両貸出しサービス、子育て支援事業、地区社会福祉協議会への助成等を行っています。

地区社会福祉協議会と共同募金
多摩区内の地区社会福祉協議会(登戸、菅、中野島、稲田、生田)は地域の町会・自治会、民生委員児童委員、各種団体・機関などのボランティアにより構成され、住民同士がお互いに支え合い、協力しながら地域の福祉活動を進める住民組織です。10月1日から実施する共同募金運動では街頭募金にも協力をしています。

令和5年度の計画について

多摩区の令和5年度共同募金目標額は 22,840,000円(年末たすけあい募金を含む)です。配分計画は次の通りです。

- 「広域計画」(神奈川県全体での配分計画) 12,020,000円**
 - (ア) 障がい者のための小規模障害者作業所が行う福祉活動
 - (イ) 広域的な福祉活動を行う民間団体の事業
 - (ウ) 小地域で活動する在宅福祉サービス団体の事業
 - (エ) 大規模災害などの緊急時に対応する資金
 - (オ) 全国的な共同募金の展開にあたる中央共同募金会の事業
 - (カ) 神奈川県共同募金会が行う事業 など
- 「地域計画」(多摩区社会福祉協議会が進める地域福祉推進事業への配分計画) 10,820,000円**
 - (ア) 地区社協福祉活動支援事業
 - (イ) 広報啓発事業(区社協だより「多摩」発行・ホームページ運営他)
 - (ウ) ボランティアセンター運営事業
 - (エ) 在宅福祉事業
 - (オ) 小地域活動支援事業(母親クラブや子育て支援事業などの支援)
 - (カ) 福祉教育推進事業(福祉教育推進セミナー開催、高齢者疑似体験用具貸出)
 - (キ) 行事開催事業(多摩ふれあいまつり、たまたま子育てまつり等の開催)
 - (ク) 多摩区社会福祉大会開催事業
 - (ケ) 地域福祉推進事業(区内の地域福祉推進のための調整連絡)
 - (コ) 年末たすけあい運動慰問金配分事業(区内の福祉ニーズを持つ世帯への慰問金の交付) など

きこえないってどういうこと? 親子で手話体験!!

誰かとコミュニケーションをとるときに、どのようなことを大切にしていますか?

この講座では、小学生が保護者と一緒に手話体験を通じて楽しみながら他者への共感と理解の大切さについて学んでいきます。

「福祉」とは何か「障がい」とは何か「伝えることの大切さ」…改めて親子で考えてみましょう!



- 日時** 令和5年10月28日(土)
10:00～12:00(9:45～受付)
- 場所** 福祉パルたま 研修室
(多摩区登戸1891第3井出ビル3階)
- 対象** 30名(区内在住の小学生と保護者)
※1～3年生は必ず保護者同伴
※応募者多数の場合は抽選となります。
- 内容** ・「聴覚障がい」ってどんな障がい?
・どうやってコミュニケーションをとるの?
・手話をやってみよう!
- 申込期間** 9月4日(月) 9:00から
10月6日(金) 16:30まで
- 申込方法** FAX、メール、郵送又は来所で受付
※FAX、郵送でお申込みの方は、多摩区社協のホームページ掲載の親子講座の申込書にご記入の上送付願います。
※メールでお申込みの方は、申込書の記載事項を入力し、送信願います。
- お問い合わせ・申込み先**
多摩区社会福祉協議会 地域課
多摩区登戸1891第3井出ビル3階
福祉パルたま内
☎:044-935-5500
FAX:044-911-8119

多摩区社会福祉協議会HP(ホームページ)
<http://www.tamaku-shakyo.jp/>



令和5年度 ボランティア体験講座 開催予定!!

～あなたの知らない世界を見てみよう～

今年度のボランティア講座は、講義を聴くだけでなく、「体験」を通して実際のボランティア活動についての理解を深めることができるように体験型のプログラムも用意しています。

ボランティア活動をしたいけれど、何をしたらよいか分からない方や、これからボランティア活動を始めたい方など、是非ご参加ください!



HPIは
こちら



ステップ1 ～体験の前にボランティアについて知ろう～ オリエンテーション

- 日時** 10月14日(土) 13:30～15:30
- 会場** 福祉パルたま研修室
- 講師** 安藤 雄太氏
【東京ボランティア・市民活動センターアドバイザー】

ステップ2 ボランティア体験!(複数選択可)

- 日時** 10月18日(水)～11月15日(水) ※詳細はHPを参照
- ① 車いす体験で車いすユーザーの気持ちを知ろう!
- ② 傾聴ボランティア体験!
- ③ 地域の高齢者会食会でボランティア体験!
- ④ 支援学校の子供と一緒に秋の収穫体験をしよう!
- ⑤ 草むしり・庭木の剪定ボランティア体験!
- ⑥ ポッチャで障がいのある方と交流しよう!

ステップ3 ～ボランティア体験を振り返り、皆で共有しよう～ まとめの会

- 日時** 12月2日(土) 13:30～15:30
- 会場** 福祉パルたま研修室
- 講師** 安藤 雄太氏

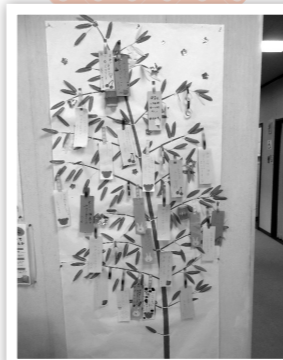
- 対象** 多摩区内でのボランティア活動に興味のある方
- 参加費** 無料(ステップ2で材料費がかかる場合があります)
- 申込方法** ・二次元コードのフォームからお申込み
・多摩区社協や多摩区役所などで配架しているチラシの裏面申込用紙に必要事項をご記入の上、メール・FAX送信。(多摩区社協への来所でも受け付けます)
- 申込締切** 10月2日(月) 定員30名 ※先着順

老人いこいの家から

いつもいこいの家をご利用いただきありがとうございます。
いこいの家の様子をお知らせします。

七夕飾り

子ども文化センターの子ども達にも願い事を書いてもらいました。



チェアヨガ

公開講座

筆文字



健康 うた広場

好きな歌をうたいます
(長尾いこいの家様子)



♪みんなで楽しく歌いましょう!
(菅いこいの家様子)



お知らせ

高齢者外出支援乗車事業(高齢者フリーパス)の福祉パル(社会福祉協議会)での取り扱い窓口は令和5年3月31日をもって終了いたしました。【福祉パスを含む】
交付・更新等の手続きはバス営業所・券売所、または市内郵便局で取り扱っています。